

滋賀医科大学国際交流会館入居選考基準

平成 13 年 12 月 10 日改正

(入居選考)

1. 本学が新たに受け入れる短期の研究者及び留学生を優先する。
2. 入居希望者が入居可能数を超えた場合は、入居していた期間の短いこと及び経済的状況を考慮して決定する。
3. 本学に在籍する日本人の教職員・特別研究学生は、空室がある場合に限り、入居者の相談相手になることを条件として、特別に入居することができる。

(入居期間)

4. 特別な事情により延長を希望する者については、空室のある場合に限り延長を許可する。
5. 入居許可期間は、当該年度の末日までとする。翌年度の入居を希望する本学在籍中の者は、1月末日までにあらためて入居申請を行うものとする。
6. 夫婦室及び家族室には単身者の入居を認めない。夫婦室に入居している者で、本人または配偶者が出産する場合、家族室に空室がある場合は、許可期間の範囲内で、家族室へ転居をすることができる。
また、家族室・夫婦室に入居していた者で配偶者または家族が帰国し、単身になった場合、単身室に空室があるときは、許可期間の範囲内で単身室に転居しなければならない。
7. 夫婦室に空室がなく、単身室に空室があり、かつ夫婦共本学に身分を有する者は、単身室2室に入居することができる。
8. 既に上記7で入居している者のうち夫婦室への転居を希望する者については、夫婦室に空室のある場合に限り、許可期間の範囲内で転居を許可する。また、単身室に入居している者で、夫婦室又は家族室に入居できる資格ができた者も同様とする。
9. 夫婦共本学に身分を有する場合は、申請は夫婦どちらか一方とし、その配偶者が新たに申請することはできない。